

第5回社会保障審議会少子化対策特別部会 保育第一専門委員会	参考資料 3-2
平成21年11月6日	

平成21年11月5日

厚生労働大臣  
長妻 昭 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育協議会  
会長 小川 益丸  
全国保育士会  
会長 御園 愛子

## 子どもの育ちを「ひとしく」保障してください。

### 「地方分権改革推進委員会第3次勧告に対する厚生労働省の対応方針」に対する意見

11月4日に公表されました「地方分権改革推進委員会第3次勧告に対する厚生労働省の対応方針について」に対し、全国2万1千か所の認可保育所を会員とする全国保育協議会と18万5千人の保育士を会員とする全国保育士会は、60年以上にわたり子どもの育ちを支えてきた立場から、反対意見を表明します。

#### 1. 子どもの育ちに、生まれ育つ地域によって差別があってははいけません。

子どもの育ちに必要環境（面積や配置基準等）は、都市であれ、地方であれ異なるものではありません。子どもがその育ちを保障され、人権を守ることでできる環境を国として確保すべきです。今回の対応方針によって、地域を限り、一時的措置として、面積基準を標準化することは、子どもの育ちを生まれ育つ地域によって差別し、必要環境を保障しないということにほかなりません。

#### 2. 児童福祉法の理念を崩壊させることに反対します。

児童福祉法第1条では「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」としています。地域によって保育の保障に差別をもたらすことは、児童福祉法や子どもの権利条約に抵触することであり、断固反対します。

#### 3. 待機児童の問題は、国が責任をもって財源を確保し解消すべきです。

待機児童の解消は、国が社会や国民とともに国の重要政策として取り組む課題です。地域の問題とすることで、結果として自ら住む場所や保育所を選ぶことのできない子どもたちを悪影響の犠牲とするべきではありません。

わが国全体の宝である子どもを守り育てる環境整備とそのための財源の確保は、国が責任をもって行うべきです。

<本件に関する問合せ先>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会・児童福祉部 全国保育協議会事務局（担当：今井、小川）

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル内

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509 E-mail zenhokyo@shakyo.or.jp